

2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 受検資格区分（イ），（ロ），（ハ），（ニ），（ホ）のいずれかに該当していることが必要になります。
- (2) 受検申請書類（**A票**,**C票**,**D票**）及び必要な証明書類等を提出してください。
（申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません）
- (3) 実務経験の内容及び年数、実務経験の証明等については、7～12ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、33～34ページおよび当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込みは、インターネットからのみの申込みとなります。書面での申込みはできません。
詳細は当センターホームページをご確認ください。

ご注意

・ 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

※専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は専門学校と称できるとされている。

高度専門士及び専門士とは、専修学校の専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができる。

＊1「高度専門士」の要件

- ①修業年数が4年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
- ③体系的に教育課程が編成されていること。
- ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

＊2「専門士」の要件

- ①修業年数が2年以上であること。
- ②全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
- ③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- ④高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

区分	学 歴 と 資 格	電気通信工事施工管理に関する必要な実務経験年数		申 込 み に 必 要 な 書 類	
		指 定 学 科	指定学科以外	受検資格に応じて必要な証明書類	新規受検申込者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による 大学 専門学校の「高度専門士」*1	卒業後 1年以上 の実務経験年数	卒業後 1年6か月以上 の実務経験年数		① A票 ・ 15～17ページ参照 ② C票 ・ 19～20ページ参照 ・ 証明用写真を貼付（13ページ参照） ③ D票 ・ 18ページ参照 ・ 振替払込受付証明書を貼付（13ページ参照） ④ 住民票 ・ 12ページ参照
(ロ)	学校教育法による 短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」*2	卒業後 2年以上 の実務経験年数	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業証明書（13ページ参照） ・ 卒業証明書は原本のみ ・ 卒業式で授与される卒業証書は不可 ・ 卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等（原本のみ）が必要です ・ 高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です （記載がない場合は別途証明書が必要） ・ 専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	
(ハ)	学校教育法による 高等学校 中等教育学校(中高一貫6年) 専修学校の専門課程	卒業後 3年以上 の実務経験年数	卒業後 4年6か月以上 の実務経験年数		
(ニ)	その他（学歴を問わず）	8年以上の実務経験年数		—	
(ホ)	電気通信事業法による 電気通信主任技術者資格者証 の 交 付 を 受 け た 者	1年以上の実務経験年数 〔交付後ではなく通算での実務経験〕		電気通信主任技術者資格者証(写) ○カードタイプ、賞状タイプどちらでも可 （卒業証明書は必要ありません）	

*1 13ページ参照
*2 13ページ参照